

# 経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務

## 個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	教育委員会
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	乙部町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1 (2) : 知事等 (教育委員会) が行う就学援助に関する事務 (小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

## 1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって第百五十三条で定めるもの	経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
② 番号法別表の項	123	
③ 利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	151	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		乙部町個人番号の利用等に関する条例 別表第一 第3の項 経済的理由により就学困難な児童又は生徒の保護者に対する就学援助費の支給に関する事務
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律 (平成二十二年三月三十一日法律第十八号) 第1条	乙部町就学援助に係る事務取扱要領 (平成18年4月1日) 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の (生徒等) がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって (教育の機会均等に寄与) することを目的とする。	第1条 この要領は、学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学困難と認める (学齢児童及び学齢生徒の保護者) に対して、必要な援助を行うに当たり、その対象者となる要保護及び準要保護児童生徒の認定基準及び事務手続きを定め、もって (就学援助の適正な執行) を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		乙部町就学援助に係る事務取扱要領 (平成18年4月1日)

## 2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

## 事務1

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号	乙部町就学援助に係る事務取扱要領 第4条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律第四条の高等学校等就学支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	児童生徒の保護者に対する就学援助金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務

## 利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ハ	乙部町就学援助に係る事務取扱要領 第2条第1項第2号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

## 利用特定個人情報2

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令153条 項1号ニ	乙部町就学援助に係る事務取扱要領 第2条第1項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

## 届出情報

届出日	2025年09月29日
独自利用事務の対象者	児童生徒及び保護者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月16日
保護評価の実施の有無	2:対象人数が1,000人未満であり、評価書実施の必要性なし
評価書番号	

保護評価書の名称	
保護評価書のURLリンク	
委任関係	